

(参考)

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し対照

【現行】平成27年3月まで

	科目	時間	内容
1	老人保健福祉に関する基礎知識	2	老人保健福祉制度の概要
2	介護と福祉用具に関する知識	20	介護に関する知識 介護技術 介護の場面における福祉用具の活用
3	関連領域に関する基礎知識	10	高齢者の心理 医学の基礎知識 リハビリテーションの概要
4	福祉用具の活用に関する実習	8	
合計		40	



【見直し後】平成27年4月から

	科目	時間	内容
1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	1	福祉用具の役割
		1	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
2	介護保険制度等に関する基礎知識	2	介護保険制度等の考え方と仕組み
		2	介護サービスにおける視点
3	高齢者と介護・医療に関する基礎知識	6	からだところの理解
		2	リハビリテーション
		2	高齢者の日常生活の理解
		4	介護技術
		2	住環境と住宅改修
4	個別の福祉用具に関する知識・技術	8	福祉用具の特徴
		8	福祉用具の活用
5	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	2	福祉用具の供給の仕組み
		5	福祉用具貸与計画等の意義と活用
6	福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
合計		50	※

※ 50時間のカリキュラムとは別に筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施する。

- 平成27年4月から行われる全ての福祉用具専門相談員指定講習に適用され、全ての福祉用具専門相談員指定講習事業所は改めて指定申請手続きを行う必要があります。
- 平成27年3月から、平成27年6月以降の『見直し後のカリキュラム』による指定申請を受け付けます。申請日は、初回の講習を募集開始する日の前日から起算して90日目の前日までとなります。

〒850-8570
【お問い合わせ】 長崎市江戸町2-13
長崎県福祉保健部 長寿社会課在宅福祉班
TEL 095-895-2434